

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富岡町長 山本 育男

市町村名 (市町村コード)	富岡町 (075434)
地域名 (地域内農業集落名)	大菅・新夜ノ森地区 (大菅・夜ノ森)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 5月 28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、町の北東部に位置し、大菅・新夜ノ森行政区からなる区域である。
東日本大震災後、令和5年4月1日に当地区の避難指示が解除され、地元農家ならびに外部農業法人による営農が開始された。現在、当地区の営農再開率は3割ほどとなっている。
これまで町全体で「福島県営農再開支援事業」の管理耕作を活用してきたが、この事業が令和7年度までとなり、令和8年度以降の事業展開は不透明となっている。
今後、本格的な営農再開へ向けて、農業者の高齢化や担い手不足、それにともない増加が懸念される遊休農地や耕作放棄地への対策といった課題対応が急務である。
【大菅・新夜ノ森地区の基本的データ】
認定農業者:1人、認定農業法人等:3経営体、認定新規就農者:1人、その他(農業者6人)
主な作物:水稲、デントコーン、たまねぎ、キャベツ ほか

(2) 地域における農業の将来の在り方

新たな担い手となり得る農業者を地域内はもとより、地域外からも積極的に受け入れていくことで農地を利用する者を確保・育成していく。その上で担い手への農地の集積・集約化や条件整備などによる農地の再分配などを推進し、担い手を中心に地域全体で農地を活用していく体制を築いていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	97.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地およびその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、それ以外の農地についても可能な限り必要な保全および管理を行っていく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
福島県営農再開支援事業は令和7年度までとなっており、令和8年度以降の補助事業の展開は不透明となっている。そのため、令和8年度以降の補助事業の動向を伺いつつ、農地中間管理機構の活用も視野に入れながら、担い手への農地の集積、さらに認定農業者を中心に農地を集約化して団地面積の拡大を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
令和7年度までは福島県営農再開支援事業を活用する予定。令和8年度以降の補助事業展開により、農地中間管理機構の活用について改めて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の集積・集約化を見据えながら、担い手(受け手)の意向を踏まえたうえで、必要な基盤整備を検討・実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
福島県農業経営・就農支援センターならびにJA、農地中間管理機構などと連携し、地域内のみならず、地域外の意欲的な経営体を募るなど新たな担い手を確保していく。さらに移住者の受け入れについても積極的に行うなかで、新規就農者の育成にも力を入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では予定していないものの、担い手不足などを鑑み、今後検討を行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策として防止柵を設置